

## 路外駐車場設置(変更)の届出手続きについて

### 届出に必要な書類

#### ・設置(変更)届出に必要な書類(2部提出)

番号	必要書類	縮尺	備考
1	設置(変更)届出書		様式1(施行規則第2条)
2	付近見取図	1/10,000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	管理規程届		様式2(施行規則第3条)
5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条届出書		(建築物又は建築物特定施設を除く路外駐車場のみ)
	チェックシート	技術的基準適合を確認するシート(独自様式)	

ア) 駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす利用者用駐車場施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。

イ) 建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。(スロープ勾配を必ず記入してください。)

平面図(1/200以上): 駐車場のある階のみで足ります。

立面図(1/200以上): 2面以上

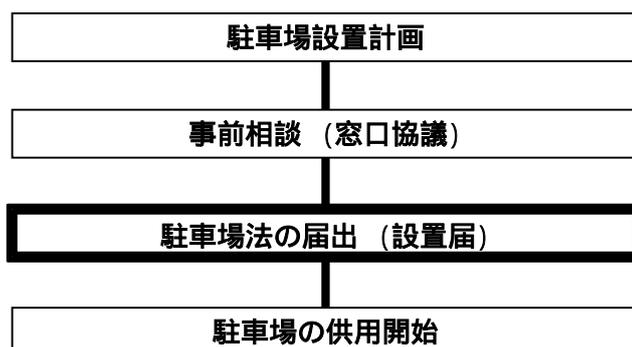
断面図(1/200以上): 2面以上

ウ) 一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で標示してください。

エ) 平成18年12月20日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置(変更)届出書と併せて届出してください。

#### ・手続きの流れ

##### <届出駐車場を設置しようとする場合>



##### <届出駐車場の内容を変更とする場合>

